



中津市



小・中学校・幼稚園への道案内



令和7年8月 改訂版

中津市教育委員会 学校教育課

***** 目 次 *****

1. 中津市立小・中学校の概要 1
2. 中津市立幼稚園の概要 2

資料編

- 資料 1 : 公立小・中学校・幼稚園一覧 3
- 資料 2 : 1. 小学校通学区域、2. 中学校通学区域 4～5
- 資料 3 : 通学区域変更に関する別表 6～7
- 資料 4 : 転入学に関する手続き（図解） 8～9
- 資料 5 : 児童生徒の就学援助について 10
- 資料 6 : 就学相談について 10
- 資料 7 : 義務教育なんでも相談 11
- 資料 8 : 中津市奨学資金について 12
- 資料 9 : 中津市立幼稚園入園案内 13
- 資料 10 : 中津市立幼稚園入園のしおり 14

1. 中津市立小・中学校の概要

■中津市立小・中学校

中津市内には市立の小学校20校、中学校10校があります。

＊公立小・中学校一覧は、[資料1](#)（公立小・中学校・幼稚園一覧）を参照

■通学区域

学校教育法施行令第5条2項により、市町村の教育委員会は、当該市町村の就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならないことになっています。そこで、中津市では「中津市立小・中学校通学区域設定規則」により、児童・生徒の通学する学校を決めています。

通学区域の一覧表は[資料2](#)から確認して下さい。

＊ただし、校区の境界付近は地図での確認が必要な場合がありますので、お問い合わせ下さい。

学期途中の転居等で指定された以外の学校に就学を希望する場合は、必ずご相談下さい。

「委員会が相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小・中学校を変更することができる」（中津市立小・中学校通学区域規則第5条）に則って協議し許可をする場合があります。

[資料3](#)

■小・中学校への入学

翌年度入学を迎えるお子さんの保護者宛に毎年1月下旬～2月上旬に入学通知書を送付します。
（満6歳になった日の翌日以後の4月1日が属する年度が小学校の入学年度になります。）

また、国立・県立・私立の小・中学校へ入学される場合は、入学予定の小・中学校の校長が発行した入学承諾書または、合格通知書などの証明書類に送付した入学通知書を添えて学校教育課に届け出て下さい。

■転校の手続き（＊手続きを[資料4](#)から図で詳しく説明しています。）

市外からの転入	市民課で転入届を出すとき、前の学校の在学証明書・教科書給与証明書を提示し、転入学通知書を受け取り指定された学校へ提出してください。
市内での転居	市民課で転居届を出すとき、前の学校の在学証明書・教科書給与証明書を提示し、転入学通知書を受け取り指定された学校へ提出してください。
市外への転出	市民課で転出証明書をもらい、学校から転出に関する書類をもらって、転出先へ行ってください。

■就学時健康診断

毎年10月頃、翌年小学校へ入学されるお子さんの家庭へ、「就学時健康診断」の通知をします。

指定日に指定された小学校で、健康診断を受けて下さい。（公立幼稚園に通園されているお子さんは幼稚園から一斉に健康診断に行きますが、指定された校区の学校でない場合は、その旨を学校に連絡して下さい。）

■就学援助

経済的な理由で義務教育を受けることが困難な児童・生徒のため援助を行っています。[資料5](#)

■就学相談

就学に不安のあるお子さんの相談に応じています。[資料6](#)

■義務教育なんでも相談

小・中学校に通うお子さんや保護者さんでお悩みのことがあれば、気軽にご相談下さい。[資料7](#)

■中津市奨学資金

高等学校及び准看護師養成所の課程を、経済的理由により就学困難な者に対し、学資金を贈与し、有用な人材を育成することを目的としています。＊詳細は[資料8](#)参照。

2. 中津市立幼稚園の概要

■中津市立幼稚園

中津市内には市立幼稚園が11園あります。

中津市に住所を有する満5歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児は幼稚園に入園することができます。中津市に住所を有していない場合、基本的には入園できませんが、やむを得ない事由があると中津市教育委員会が認める場合は、この限りではありません。

*幼稚園の一覧は、**資料1**（公立小・中学校・幼稚園一覧）参照

■通園区域

市立幼稚園の通園区域は中津市立幼稚園規則により、中津市立小・中学校通学区域設定規則（平成15年中教規則第8号）に規定された小学校の通学区域とすることになっています。

また、特別の理由があると認められる場合にあっては、教育委員会は保護者の申立てにより他の通園区域を指定することができますが、小学校への入学に当たっては、中津市立小・中学校通学区域設定規則（平成15年中教規則第8号）に規定された小学校の通学区域の学校へ入学することになっています。

*通学区域の一覧表は**資料2**から確認して下さい。

*校区の境界付近は地図での確認が必要な場合がありますので、お問い合わせ下さい。

■幼稚園への入園

11月上旬に翌年度の入園予定者の受付を行います。入園希望のお子さんと一緒に手続きにおいで下さい。詳細は**資料9**から確認して下さい。

年度途中からの入園につきましては、各幼稚園にお問い合わせ下さい。

入園にあたっては、入園のしおり**資料10**をよく読んで下さい。



■預かり保育

中津市立幼稚園に在園し、かつ、保護者の就労など「保育の必要性」があると市長から認定（新2号認定）を受けた家庭（園児）を対象に預かり保育を実施しています。

詳細は**資料9**から確認して下さい。

■公立幼稚園の休園・閉園基準

人口減少に伴う園児数の減少から、公立幼稚園の休園・閉園について基準を定めました。この基準による休園・閉園は令和8年4月（令和8年度）入園分から実施します。

*休園・閉園の基準 認定こども園が校区にあるかどうかで次のように休園基準を設けます。

公立幼稚園（小学校区）	認定こども園の有無	休園基準	閉園基準
南部、北部、豊田、小楠、鶴居、大幡、如水、和田、沖代	有	入園希望が5人以下の場合	2年間連続で休園となった場合
三保、今津	無	入園希望が3人以下の場合	

認定こども園が校区にある場合

ペアやグループ活動が行える最小人数6人（2人×3組または3人×2グループ）を下限とし、5人以下の場合は休園とします。

認定こども園が校区にない場合

グループ活動後、意見交流が複数回行える人数4人（2人組が3通り組める）を下限とし、3人以下の場合は休園とします。

*入園を希望する公立幼稚園が休園・閉園となる場合に行き場に困る事がないよう次のような調整を行います。

- ・利用中の保育施設の退所が決定する前に、入園受付があった公立幼稚園の休園・閉園をお知らせする。
- ・校区外のほかの公立幼稚園への入園を受け付ける など

資料 1

『公立小・中学校・幼稚園一覧』

公立小学校(全20校)			
南部小学校	中津市 1309 番地	(TEL)	0979-22-0301
北部小学校	中津市 666 番地	(TEL)	0979-22-0302
豊田小学校	中津市大字島田 594 番地 1	(TEL)	0979-22-0445
小楠小学校	中津市大字一ツ松 62 番地 1	(TEL)	0979-22-0566
鶴居小学校	中津市大字湯屋 202 番地 2	(TEL)	0979-22-1434
大幡小学校	中津市大字大貞 209 番地 2 の 1	(TEL)	0979-32-2308
如水小学校	中津市大字上如水 112 番地	(TEL)	0979-32-3465
三保小学校	中津市大字伊藤田 3321 番地	(TEL)	0979-32-2300
和田小学校	中津市大字定留 1950 番地	(TEL)	0979-32-2298
今津小学校	中津市大字植野 1372 番地 2	(TEL)	0979-32-0002
沖代小学校	中津市中央町 2 丁目 3 番地 33 号	(TEL)	0979-24-0706
真坂小学校	中津市三光臼木 432 番地	(TEL)	0979-43-2104
山口小学校	中津市三光成恒 329 番地	(TEL)	0979-43-2007
秣小学校	中津市三光西秣 1204 番地	(TEL)	0979-43-2191
深水小学校	中津市三光上深水 75 番地	(TEL)	0979-43-2719
樋田小学校	中津市本耶馬溪町樋田 94 番地	(TEL)	0979-52-2010
上津小学校	中津市本耶馬溪町折元 662 番地	(TEL)	0979-52-2832
城井小学校	中津市耶馬溪町大字平田 1399 番地	(TEL)	0979-54-2105
下郷小学校	中津市耶馬溪町大字大島 190 番地 2	(TEL)	0979-56-2304
三郷小学校	中津市山国町宇曾 727 番地	(TEL)	0979-62-2005
公立中学校(全10校)			
豊陽中学校	中津市中央町 1 丁目 4 番 50 号	(TEL)	0979-22-0331
緑ヶ丘中学校	中津市大字永添 2454 番地 1	(TEL)	0979-22-2325
中津中学校	中津市大字牛神 459 番地 2	(TEL)	0979-22-0575
城北中学校	中津市字小祝 525 番地 11	(TEL)	0979-22-0780
東中津中学校	中津市大字是則 845 番地	(TEL)	0979-32-2493
今津中学校	中津市大字植野 1889 番地 2	(TEL)	0979-32-0029
三光中学校	中津市三光成恒 592 番地 1	(TEL)	0979-43-2729
本耶馬溪中学校	中津市本耶馬溪町跡田 212 番地	(TEL)	0979-52-2452
耶馬溪中学校	中津市耶馬溪町大字柿坂 684 番地	(TEL)	0979-54-3168
山国中学校	中津市山国町守実 281 番地	(TEL)	0979-62-2700
公立幼稚園(全11園)			
南部幼稚園	中津市 1282 番地 1	(TEL)	0979-22-2534
北部幼稚園	中津市大字大塚 23 番地 1	(TEL)	0979-22-1718
豊田幼稚園	中津市大字島田 699 番地	(TEL)	0979-22-1973
小楠幼稚園	中津市大字宮夫 55 番地 1	(TEL)	0979-22-9229
鶴居幼稚園	中津市大字湯屋 209 番地 1	(TEL)	0979-22-9230
大幡幼稚園	中津市大字大貞 209 番地 2 の 1	(TEL)	0979-32-0752
如水幼稚園	中津市大字上如水 83 番地 1	(TEL)	0979-32-1906
三保幼稚園	中津市大字福島 1895 番地	(TEL)	0979-32-1978
和田幼稚園	中津市大字定留 1944 番地 1	(TEL)	0979-32-3321
今津幼稚園	中津市大字植野 1371 番地 2	(TEL)	0979-32-1977
沖代幼稚園	中津市中央町 2 丁目 3 番 33 号	(TEL)	0979-24-0707

資料 2

1 小学校通学区域

学校名	通学区域
南部小学校	京町 古博多町 新博多町 古魚町 枝町 殿町 新魚町 諸町 萱津町 上博多町 江三竹町 片端町 三ノ丁 二ノ丁 外馬場 金谷本町 東堀端 西堀端 金谷中ノ丁 金谷西ノ丁 金谷上ノ丁 金谷南ノ丁 金谷森ノ丁 金谷山ノ神 古金谷（県道中津豊前線から南を除く） 小祝本町 小祝中島町 小祝上方町 小祝港町 小祝新町
北部小学校	角木町 下正路町 角木新町 北浦町 浦町 南新地 北新地 竜王町 闇無 南堀川町 北堀川町 南稲堀 北稲堀 小堀弓町 水主町 船頭町 矢場町 船場町 留守居町 市場町 北門通り 鷹部屋 米町 姫路町 豊後町 鷹匠町 餌指町 仲間町 桜町 寺町 塩町 船町 新堀町 袋町 山ノ下 蛸瀬の一部 大塚 新大塚 米山 蛭子町三丁目（一部を除く） 牛神の一部
豊田小学校	上宮永 下宮永 豊田町 栄町 東本町 中殿町 島田本町 島田仲町 日の出町 宮島町 蛭子町一丁目、二丁目、三丁目の一部 天神町 新天神町 丸山町 蛸瀬の一部 古金谷の一部（県道中津豊前線から南を含む） 高瀬の一部
小楠小学校	牛神（一部を除く） 一ツ松（一部を除く） 宮夫 東浜 西大新田 東大新田 下池永（字古附142番地先から字葱手211番地先水路及び錆矢堂、新田線（市道牛神舞手川線まで）の以西を含む） 上池永の一部
鶴居小学校	高瀬の一部 万田の一部 三口 相原の一部 湯屋 西永添 永添の一部
大幡小学校	八幡町 榊原 古城 大貞公園 大貞 大悟法（大悟法字外園362番地1、362番地2、364番地、365番地及び366番地1を除く） 中原 上池永の一部 加来 黒水 稲男 永添の一部 上如水（字安信1053番地3の道路から以南を含む） 福島（荒瀬用水路第1幹水線馬揃分水の以西の大字福島を含む）
如水小学校	上如水（字安信1053番地3の道路から以南を除く） 全徳 合馬 下池永（字古附142番地先から字葱手211番地先水路及び錆矢堂、新田線（市道牛神舞手川線まで）の以西を除く） 是則（字元林1297の1番地先から字野田1339番地先農道の以東で日豊本線の北側を除く。ただし、字野田1345番地1及び字白岩1375番地7を含む） 大悟法（大悟法字外園362番地1、362番地2、364番地、365番地及び366番地1を含む）
三保小学校	福島（荒瀬用水路第1幹水線馬揃分水の以西の大字福島を除く） 伊藤田 北原 犬丸（字野田高山、辻五反、須の内、字辻、七ッ榊、南小枇杷及び馬下を含む）
和田小学校	田尻 定留 諸田 是則（字元林1297の1番地先から字野田1339番地先農道の以東で日豊本線の北側を含む。ただし、字野田1345番地1及び字白岩1375番地7を除く） 今津（今津横園329番地から332番地までを含む） 赤迫（字出口431番地1を含む）
今津小学校	今津（今津横園329番地から332番地までを除く） 鍋島 赤迫（字出口431番地1を除く） 植野 野依 犬丸（字野田高山、辻五反、須の内、字辻、七ッ榊、南小枇杷及び馬下を除く）
沖代小学校	中央町 沖代町 金手 一ツ松の一部 上池永の一部 万田の一部 永添の一部（2級市道216号線及び農道90号線の北） 相原の一部
真坂小学校	三光小袋 三光臼木 三光土田 三光佐知
山口小学校	三光田口 三光成恒 三光森山 三光原口 三光諫山
秣小学校	三光上秣 三光下秣 三光西秣
深水小学校	三光上深水 三光下深水
樋田小学校	本耶馬溪町東屋形 本耶馬溪町西屋形 本耶馬溪町今行 本耶馬溪町下屋形 本耶馬溪町樋田 本耶馬溪町曾木 本耶馬溪町跡田字中島 本耶馬溪町多志田 本耶馬溪町冠石野
上津小学校	本耶馬溪町落合 本耶馬溪町折元 本耶馬溪町跡田（字中島を除く） 本耶馬溪町東谷 本耶馬溪町西谷

学校名	通学区域
城井小学校	耶馬溪町大字平田 耶馬溪町大字小友田 耶馬溪町大字三尾母 耶馬溪町大字福土 耶馬溪町大字戸原 耶馬溪町大字冠石野(柚木) 耶馬溪町大字多志田(中川原) 耶馬溪町大字柿坂 耶馬溪町大字大島(杉畑) 耶馬溪町大字栃木 耶馬溪町大字中畑 耶馬溪町大字大野 耶馬溪町大字川原口 耶馬溪町大字山移(うち無浅、上長谷を除く) 耶馬溪町大字深耶馬
下郷小学校	耶馬溪町大字山移(うち無浅、上長谷) 耶馬溪町大字大島(うち杉畑を除く) 耶馬溪町大字金吉 耶馬溪町大字樋山路 耶馬溪町大字宮園
三郷小学校	山国町中摩 山国町宇曾 山国町長尾野 山国町藤野木 山国町守実 山国町平小野 山国町吉野 山国町小屋川 山国町草本 山国町槻木

2 中学校通学区域

学校名	通学区域
豊陽中学校	豊田小学校通学区域及び高瀬の一部 中央町 沖代町一丁目1番、6番及び7番 万田の一部
緑ヶ丘中学校	鶴居小学校通学区域(高瀬の一部及び相原の一部を除く) 大幡小学校通学区域 三保小学校通学区域
中津中学校	小楠小学校通学区域 沖代町一丁目2番、3番、4番及び5番 沖代町二丁目金手 相原の一部 上池永の一部 永添の一部(2級市道216号線及び農道90号線の北)
城北中学校	南部小学校通学区域 北部小学校通学区域
東中津中学校	如水小学校通学区域 和田小学校通学区域
今津中学校	今津小学校通学区域
三光中学校	真坂小学校通学区域 山口小学校通学区域 秣小学校通学区域 深水小学校通学区域
本耶馬溪中学校	樋田小学校通学区域 上津小学校通学区域
耶馬溪中学校	城井小学校通学区域 下郷小学校通学区域
山国中学校	三郷小学校通学区域

資料 3

通学区域変更に関する別表

事項		変更申請内容	変更期間	必要書類等
転居に関わる事項	(1)学年途中	学年途中に転居し、通学において支障がない場合(保護者が責任を負うとした場合も含む。)	小・中学校とも卒業までの期間のうち、保護者が申し立てた期間	不要
	(2)転居予定	ア 自宅の新築又は転居が確定しており、転居先の学校へ入学(転学)を希望する場合 イ 自宅の建替え等で仮移転した場合(登記事務等)	ア 転居日の属する学期始めから転居日までの期間 イ 再転居するまでの期間	転居日を証する書類(下記のいずれか) (ア)建築確認書関連の写 (イ)建築請負契約書の写 (ウ)家屋売買契約書の写 (エ)賃借契約書の写 (オ)その他転居を証明する書類
	(3)公共事業及び災害	ア 公共事業により校区外へ転居せざるを得ない場合(自己都合を除く。) イ 災害による仮移転の場合 ウ 公共事業による一時立ち退きの場合	ア 小・中学校とも卒業までの期間のうち、保護者が申し立てた期間 イ 住居が確定するまで。ただし、仮設住宅等以外の住居に移転した場合は1年未満とする ウ 再転居するまでの期間	ア 当該事業主体者の証明書 イ 公的機関から出される証明書 (ア)被災証明 (イ)仮移転を証する書類 ウ 当該事業主体者の証明書
教育上の配慮	(4)身体的理由	ア 身体虚弱又は通院治療を要する場合等で通院通学に便利な学校へ通学する場合 イ 特に教育的配慮が必要な場合	ア、イとも必要と認められる期間	ア 医師による証明等 (ア)医師の診断書 (イ)通院通学の経路図 イ 学校長の意見書
	(5)特別支援教育推進に関する理由	ア 指定校に特別支援学級がなく、特別支援学級のある学校に通学する場合 イ 特に教育的配慮が必要な場合	ア 通常の学級に編入できるまでの期間 イ 必要な期間	ア 就学指導委員会等による意見書面談 イ 学校長の意見書
	(6)生徒指導に関する理由	ア 不登校等、生徒指導上特に教育的配慮が必要な場合 イ 同一小学校から分かれて中学校に就学する際において、教育的配慮が必要な場合(当該中学校へ就学する児童数が当該小学校卒業見込児童数の2割に満たない状況にある場合に限る。)	ア 必要な期間 イ 中学校卒業までの期間	ア 学校長の意見書面談 イ 面談
	(7)劇団公演	劇団公演のため、中津市に在住する場合	劇団公演終了までの期間	面談
	(8)安全に関する理由	ア 保護者が共働き等から、昼間留守家庭となり、帰宅後監督者がいない場合(小学生に限る。) イ 通学路の安全に関し保護者責任においての申立てがあった場合	ア 小学校卒業までの必要な期間 イ 小・中学校とも卒業までの期間	ア 保護者の勤務証明書又は営業(自営)を証する書類及び身元引受け承諾に関する確認書 イ 確約書 面談

事項		変更申請内容	変更期間	必要書類等
家庭の事情	(9)兄弟姉妹関係	指定校変更の承認を受けた児童生徒の兄弟又は姉妹で、当該変更後の指定校と同一の小・中学校の就学を希望する場合	小・中学校とも卒業までの期間のうち、保護者が申し立てた期間	不要
	(10)指定校変更児童の中学校入学	小学校の指定校変更の承認を受けた児童が中学校に入学する場合において、在籍する小学校を通学区域とする中学校を希望する場合	中学校卒業までの期間のうち、保護者が申し立てた期間	面談
	(11)保護者の入院等	保護者の入院等で一時的に親族等へ預けられた場合	保護者と生活ができるまでの期間	(ア)医師の証明書等 (イ)身元引受け承諾に関する確認書
	(12)精神的不安定	保護者の死亡、離婚、失踪等の理由及び転校回数が多い(小・中学校3回程度を目安)等の理由により、家庭環境の急激な変化が児童生徒に精神的に著しい影響があり、不安定と認められた場合	必要な期間	学校長の意見書又は医師の診断書
	(13)住民票の異動ができない	家庭の事情で居住地に住民登録ができない場合	住民票の異動届出ができるまでの期間	自治委員等の居住を証する書類
	(14)児童相談所等による措置	児童相談所等による措置を受けた場合(中学生に限る。)	必要な期間	関係機関との協議による意見書
帰国児童生徒及び外国人の就学	(15)帰国児童生徒	ア 外国生活が長い帰国児童生徒の内、日本語の指導が必要な場合 イ 外国生活が長い帰国児童生徒で日本の生活になじみにくいと認められる場合	ア 帰国時に限り特別に日本語指導を行っている学校へ必要な期間 イ 帰国時に限り知人等がいる学校へ必要な期間	面談
	(16)外国人の就学	日本語が理解できない外国人が就学を希望する場合	入国時の就学に限り同国籍の児童生徒がいる学校又は特別に日本語指導を行っている学校へ必要な期間	住民票の写し及び面談
上記以外の理由で、特に配慮が必要な場合		教育委員会が特に必要と認める場合	必要な期間	教育委員会が必要とする書類

備考

教育委員会は、必要があると認めるときは、表に記載しているもの以外の書類を請求することができる。

この基準は、令和7年8月22日から施行する。

資料4 転入学に関する手続き

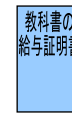


これから、私が
小中学校への転
入・転出について
説明します。

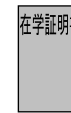
この説明には4種類の書類が出てきます。



転出証明書



教科書の
給与証明書



在学証明書



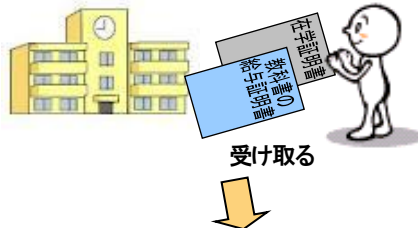
転入学
通知書

市外からの転入

『転出市町村での手続き』

転出学校（市外）

転出学校へ転校の
届出し、「在学証明
書」と「教科書の給与
証明書」を受け取っ
てください。



受け取る

転入前市町村の窓口（市
民課等）で転出手続きを
行い「転出証明書」を受け
取ってください。

転入前市町村



受け取る

『中津市での手続き』

市町村が発行した「転出
証明書」を添えて市民課
で転入手続きを行ってくだ
さい。



市民課

新住所から学校区
を確認した、「転入
学通知書」を受け
取ってください。



受け取る

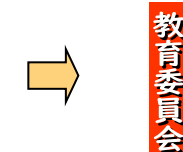
市民課で「在学証明
書」と「教科書の給与
証明書」の所持の
確認を行います。

持っている

持っていない



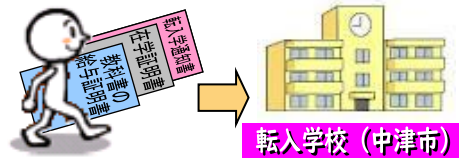
市民課



受け取る

転出学校に「在学証明書」と
「教科書の給与証明書」を発行
しているかを確認します。

「転入学通知書」に転出学
校（市外）が交付した「在
学証明書」等を添えて転
入学校へ提出し転校の手
続きを行ってください。

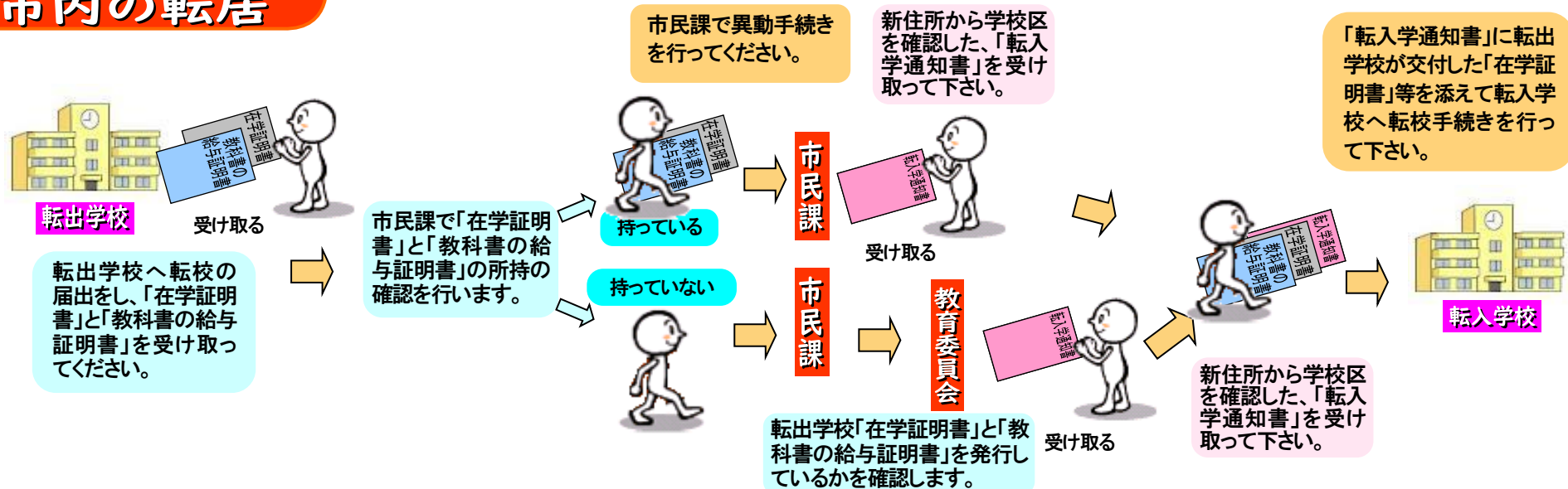


転入学校（中津市）

新住所から学校区
を確認した、「転入
学通知書」を受け
取ってください。

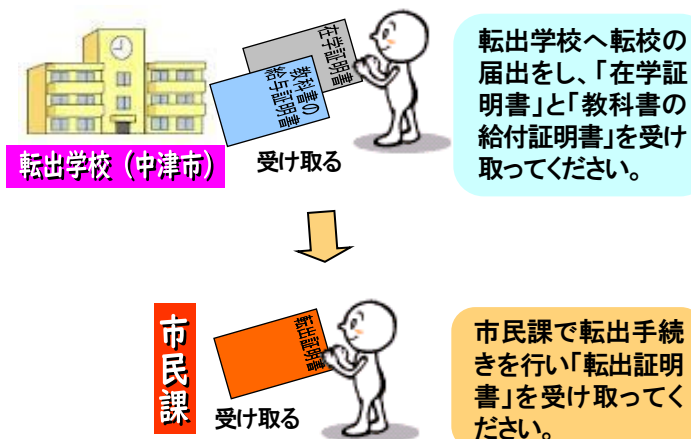


市内の転居

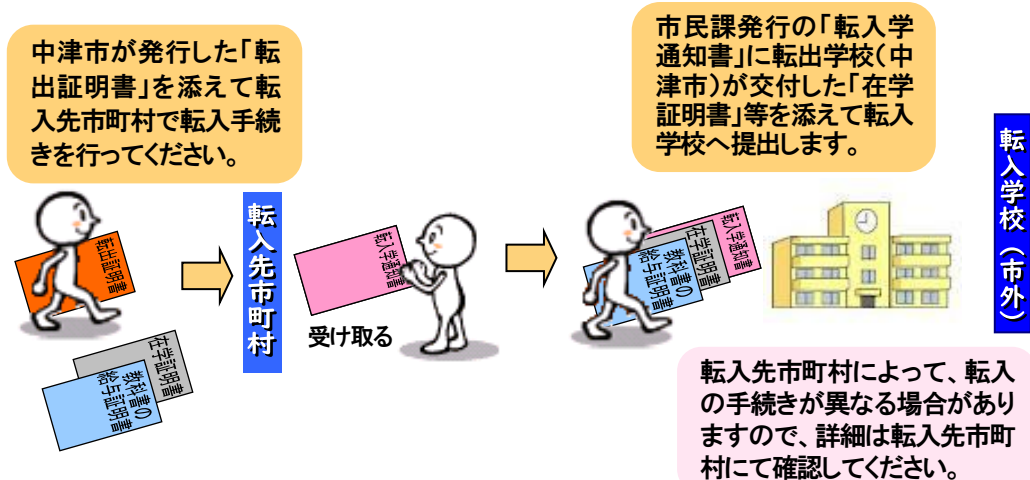


市外への転出

『中津市での手続き』



『転入市町村での手続き』



資料 5

児童生徒の就学援助について

中津市では、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者（中津市に住所を所有する）に対して、就学に必要な援助を行っています。

希望する場合は、担任の先生など各小・中学校に相談して下さい。

随時、受け付けています。

◆ 援助の種類

学校給食費、学用品費（通学用品費含む）、修学旅行費、医療費など

※問合わせ先 中津市教育委員会 学校教育課
TEL(0979)22-4941（直通）

資料 6



就学相談について

身体・言葉・知的障害等で就学に不安のあるお子さんの相談に応じています。

不安なことや、なやみなどあればお気軽にご相談下さい。

■相談時間 月曜日～金曜日：8：30 ～ 17：15

■相談受付 中津市教育委員会 学校教育課
TEL(0979)22-4941（直通）



義務教育なんでも相談

お子さんで、勉強や友だちとのことなど
保護者の方で、子育てのことなど

お悩みのことがあれば、電話または教育委員会に出向いていただくなど、
お気軽にご相談下さい。

■相談時間 月曜日～金曜日：8：30 ～ 17：15

■相談受付 中津市教育委員会 学校教育課
TEL(0979)22-4941 (直通)

資料 8

『中津市奨学資金について』

中津市では、下記の奨学生の資格に該当（合致）する者を対象に、奨学金（中津市奨学資金という）を贈与しています。

申込期間(募集期間)に、在学する中学校（校長）を通じて申込書に添付書類を添えて申し込んで下さい。

◇奨学生の資格

- (1) 保護者が中津市に住所を有する者
- (2) 高等学校又は准看護師養成所に進む者
- (3) 学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な者

◇募集期間

毎年1月上旬～2月下旬

※ 在学する中学校長を通じて行います。

◇申込書類及び添付書類

- (1) 奨学生採用申込書
- (2) 保護者及び家族の所得証明書及び資産証明書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 身体検査書
- (5) 住民票謄本
- (6) 在学学校長の推薦書
- (7) 本人及び保護者の誓約書
- (8) 身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、その写し
- (9) 母子家庭または父子家庭の者にあつては、こども家庭センター長の発行するその旨を証する書類

◇奨学資金の種類、対象者及び額

奨学資金の種類	対 象 者	奨学資金の額
衛生看護科奨学資金	衛生看護科又は准看護師養成所に修学期間中の者	月額 9,000 円程度
福祉奨学資金	母子家庭の者若しくは父子家庭の者又は身体障害者手帳を交付されている者がいる家庭の者	月額 10,000 円以内
一般奨学資金	高等学校に修学期間中の者	月額 5,000 円以内

◇申込者のうちから選考を経て奨学生を決定し、通知します。

お問い合わせ
中津市教育委員会 学校教育課
TEL(0979)22-4941(直通)



中津市立幼稚園 入園案内

- ◆ **受付期間** 11月上旬の3日間 15:00～17:00 ※10月号の市報にてお知らせ
※受付期間終了後も随時受付を行っています。(休園決定後を除く)
- ◆ **対 象 者** 就学前1年の児童(4月1日時点 5歳児)、原則中津市に住民登録をしている子ども
- ◆ **入園対象となる市立幼稚園** お住まいの小学校区にある幼稚園
- ◆ **申込方法** 居住通学区の幼稚園に、入園希望のお子さんと一緒に手続きに来て下さい。
※就園する幼稚園は小学校の通学区域に準じています。
- ◆ **費 用** 【保育料】 幼児教育無償化により保護者負担はありません。
【給食費】 月額4,200円 (所得・多子による副食費徴収免除あり)
(※令和7年4月～令和8年3月までの間、給食費の第二子以降無償化事業を実施しております。)
【教材費など実費徴収】 月額1,500円程度
- ◇ **預かり保育について**
 - 【対象】 市立幼稚園に在園し、保護者の就労など「保育の必要性」があると市長から認定(新2号認定)を受けた家庭(園児) ※新2号認定を受けていない場合でも、月12日間までは就労などの理由を問わず預かり保育を利用できます(有料)。
 - 【時間】 【登園日(長期休業日以外)】 幼稚園教育終了後～18時
【夏休み・冬休み・春の期間】 8時30分～18時

中津市立幼稚園は・・・

◆共に伸びる幼稚園教育をめざします

一人ひとりの子どもをよりよく理解し、一緒に活動していく中で、子どもと共に伸びる教育をめざします。

◆豊かな感性や思考力を育てます

よりよい環境の中で、伸び伸びとした活動を行い、一人ひとりの感性や思考力を育てます。

◆自主性・社会性を育てます

子どもたちは、集団生活を通して育ちあっていきます。約束やルールの大切さ等の社会性を身につけ、一人ひとりの特性を伸ばします。

◆地域との連携を大切にしています

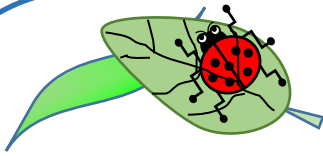
地域の人たちや未就園児との交流・連携を深め、開かれた幼稚園づくりをめざします。

◆小学校との連携を大切にしています

隣接した小学校との交流を行い、行事活動について話し合い、相互理解を深めています。

◆安全意識を育てる保育を大切にしています

外保育や公園指導など、実体験を通して安全な歩行の仕方などが身に付くよう指導しています。



中津市立幼稚園 入園のしおり



◆幼稚園では次のようなめあてをもって指導にあたります

- 1 食事・睡眠・排便・清潔・安全等の正しい習慣や、適切な運動・休息など、幸福な健康生活の基本を身につけさせていきます。
- 2 自分のことは自分でし、友だちと仲よく遊び、お互いにゆずりあえるように育てていきます。
- 3 身近な動植物を愛護する気持ちを養い、自然の事象などに興味や関心を持ち、自分で見たり考えたり扱ったりしようとする意欲を育てていきます。
- 4 自分の思ったことや感じたことを伝え合ったり話したり聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養っていきます。
- 5 教師や友だちと感動を共有できるようないろいろな体験を通して、豊かな感性や創造性を育てていきます。
- 6 小学校との交流を行い、行事活動などについて話し合い、相互理解を深めています。

◆入園するまでに次のことをお子さまと話し合い、よい習慣をつけて通園の喜びと希望を持たせましょう

- 1 交通のきまりを守らせましょう。
 - ・右側を歩く。歩道のあるところは歩道を歩く。
 - ・信号の見方・横断歩道のわたり方・危険な場所は特に注意する。
 ※通園路をお子様と歩き、道をよく覚えさせ、いつも同じ道を通らせるよう指導して下さい。
- 2 朝食はゆっくりと十分にとらせましょう。
- 3 排便をすませて登園させるようにしましょう
- 4 自分の物と他人の物との区別がつくようにしましょう。
- 5 傘、カバンのボタン留め等、自分でできるようにしましょう。
- 6 衣服の着脱ができるようにしましょう（レインコート・ジャンパーなども）。

◆準備していただくもの（持ち物には必ずひらがなで名前を書く）

- 1 園児服 2 カバン 3 通園帽子 4 傘・雨靴
- 5 おしぼりタオル（四隅の1つに5cmのひもをつける。） 6 ぞうきん



◆お知らせ・お願い

- 1 登降園
 - ・登園・・・8時30分までにお願いします。
 - ・降園・・・13時30分または14時に降園となります（給食時間含む）。
（入園後一週間は12時30分頃を目途に標準4時間実施）
- 2 欠席届
 - ・欠席するときは、必ず連絡して下さい。
 - ・登園をきらう場合は、早めに相談して下さい。
 - ・はしか・おたふくかぜ・水ぼうそう・インフルエンザ等の感染症は、家庭で十分休養させてください。
- 3 退転園・転居
 - ・転居・退園はすぐにお知らせ下さい。無届で1ヶ月以上休園の場合は除籍いたします。
- 4 その他
 - ・風雨が激しいときは危険ですから、送り迎えをして下さい。
 - ・不要のお金・菓子・玩具等は絶対に持たせないで下さい。